

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 2 月 19 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500540号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500104号

第1 結論

昭和60年11月から昭和62年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年11月から昭和62年12月まで

私の国民年金の加入手続時期は不明だが、昭和62年12月頃に、当時住んでいたA市役所の国民年金担当者から国民年金保険料の納付を勧められた。同市役所の担当者から未納にしていた保険料については、2年分であればまとめて納付できることを教えてもらい、同市役所の国民年金の窓口で納付した。請求期間の保険料を納付しているにもかかわらず、未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続時期は不明だが、昭和62年12月頃に、A市役所の国民年金担当者から国民年金保険料の納付を勧められ、請求期間の保険料を同市役所の国民年金の窓口でまとめて納付していたはずであり、未納となっていることに納得できないと主張しているが、請求者は請求期間の保険料の納付方法及び納付金額に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料をA市役所の国民年金の窓口で納付したとする昭和62年12月時点では、請求期間のうち、昭和60年11月から昭和62年3月までの保険料は過年度納付が可能な期間であり、昭和62年4月から同年12月までの保険料は現年度納付が可能な期間であるが、過年度保険料は市区町村の国民年金の窓口で納付することはできない上、A市役所では、現年度納付と過年度納付を希望する場合は、納付書を現年度納付分と過年度納付分に分けて発行し、国民年金の窓口では現年度保険料のみを領収し、過年度保険料を持参しても、国民年金の窓口では受領していなかった旨回答しており、請求者が請求期間の保険料を国民年金の窓口で一括納付したとする主張は当時の事務取扱と符合しない。

さらに、社会保険オンラインシステムの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500766号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500238号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月
② 平成18年12月
③ 平成19年8月

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に同社から支払われた請求期間の賞与が標準賞与額として記録されていないことが分かったので、年金額に反映される記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者に対して、請求期間に賞与を支給していないと回答しており、同社から提出された請求者に係る平成16年、平成18年及び平成19年の各賃金台帳における賞与支給欄が「0」と記載されていることが確認できる。

また、請求期間当時、請求者が給与受取口座に指定していたB銀行から提出された「預金共通月中異動および残高明細表」によると、平成18年12月及び平成19年8月の預金取引(平成16年12月の資料は、保管されていない。)において、A社から支払われた給与の入金が確認できるものの、そのほかに請求期間に係る同社からの入金を確認できない。

さらに、C県D郡E町から提出された請求者に係る平成19年度及び平成20年度の課税資料(平成17年度の資料は、保管されていない。)における給与所得の収入金額は、平成18年及び平成19年の上記賃金台帳に記載されている各年1月から12月までの給与合計額(非課税通勤費を除く。)と一致している。

以上のことから、請求者が、A社から請求期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたとする事実について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。